

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（免許の申請）</p> <p>第1条 略</p> <p><u>2 前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は第1項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</u></p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において、法第4条第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は前項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p>
<p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」と総称する。）を添え、<u>免許証等用写真を貼付した免許証書換交付申請書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」と総称する。）を添え、<u>免許証書換交付申請書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>
<p>（再交付の申請）</p>	<p>（再交付の申請）</p>

<p>第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、<u>免許証等用写真を貼付した免許証再交付申請書</u>にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（免許の申請）</p> <p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、<u>免許証等用写真を貼付した2級建築士免許申請書</u>又は木造建築士免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第10条の10 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証等を添え、<u>免許証等用写真を貼付した免許証明書書換交付申請書</u>を鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（再交付の申請）</p> <p>第10条の11 2級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、<u>免許証等用写真を貼付した免許証明書再交付申請書</u>にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（免許の申請）</p> <p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第10条の10 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証等を添え、<u>免許証明書書換交付申請書</u>を鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（再交付の申請）</p> <p>第10条の11 2級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証明書再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

第2条 鳥取県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号書式を次のように改める。

第1号書式（第1条関係）

<p>2 級 建 築 士 免 許 申 請 書 木 造</p>	<p>鳥取県収入証紙貼付欄</p>
------------------------------------	-------------------

消印しないでください。

私は、^{2級}建築士の免許を受けたいので戸籍謄本（抄本）を添えて申請します。
木造

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名.....

鳥取県知事 様

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日	写真貼付欄	
本籍地の都 道府県名				縦4.5cm、横3.5cmの写 真の裏面に氏名及び撮影 年月日を記入してのりで 貼り付けてください。	
現住所	〒				
試 験	合格証書 日付	年 月 日	合格証書 番 号	第	号
	合格証書日付等が不 明の場合	2級 木造	建築士試験に合格した時期	昭和 平成	年
外国の建築士免 許を受けた場合	免許の名称	免許者	免許の年月日 年 月 日		
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 いる いない				
	2 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により1級建築士、2級建築士又は木造建 築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日				
	3 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない あるときはその罪及び刑				
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日				
	4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがあ りますか。 ある ない あるときはその罪及び刑				
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日					
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9 条第1項第1号の規定により1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことが ありますか。 ある ない あるときは、その業務の停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
審査			經由庁記載欄 (責任者職氏名) 印		
登録番号		登録年月日	年 月 日	受付番号	

注1 不要な文字は、消してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

4 数字は算用数字を用いてください。

5 貼付した写真は免許証に転写されますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

6 のある欄は該当する の中にレ印を付けてください。

7 欄は記入しないでください。

第2号書式を次のように改める。

第2号書式（第2条関係）

（表）

2級 木造建築士免許証	
（氏名）	年 月 日生
2級 木造建築士登録番号	第 号
2級 木造建築士登録年月日	年 月 日
建築士法（昭和25年法律第202号）により 証する。	2級 木造建築士の免許を与えたことを 証する。
年 月 日	鳥取県知事 
写真	

備考

- 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

（裏）

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日にされた2級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る2級建築士又は木造建築士の免許証（以下「免許証」という。）の交付、同日前にされた免許証の書換え交付の申請に係る免許証の書換え交付及び同日前にされた免許証の再交付の申請に係る免許証の再交付については、改正後の鳥取県建築士法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の鳥取県建築士法施行細則第2号書式（以下「旧様式」という。）による免許証は、新規則第2号書

式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

- 4 この規則の施行の際現に旧様式による免許証の交付を受けている2級建築士又は木造建築士は、それぞれ新様式による免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の交付の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、新規則第5条第1項又は第10条の10第1項の規定による免許証又は免許証明書の書換え交付の申請とみなす。